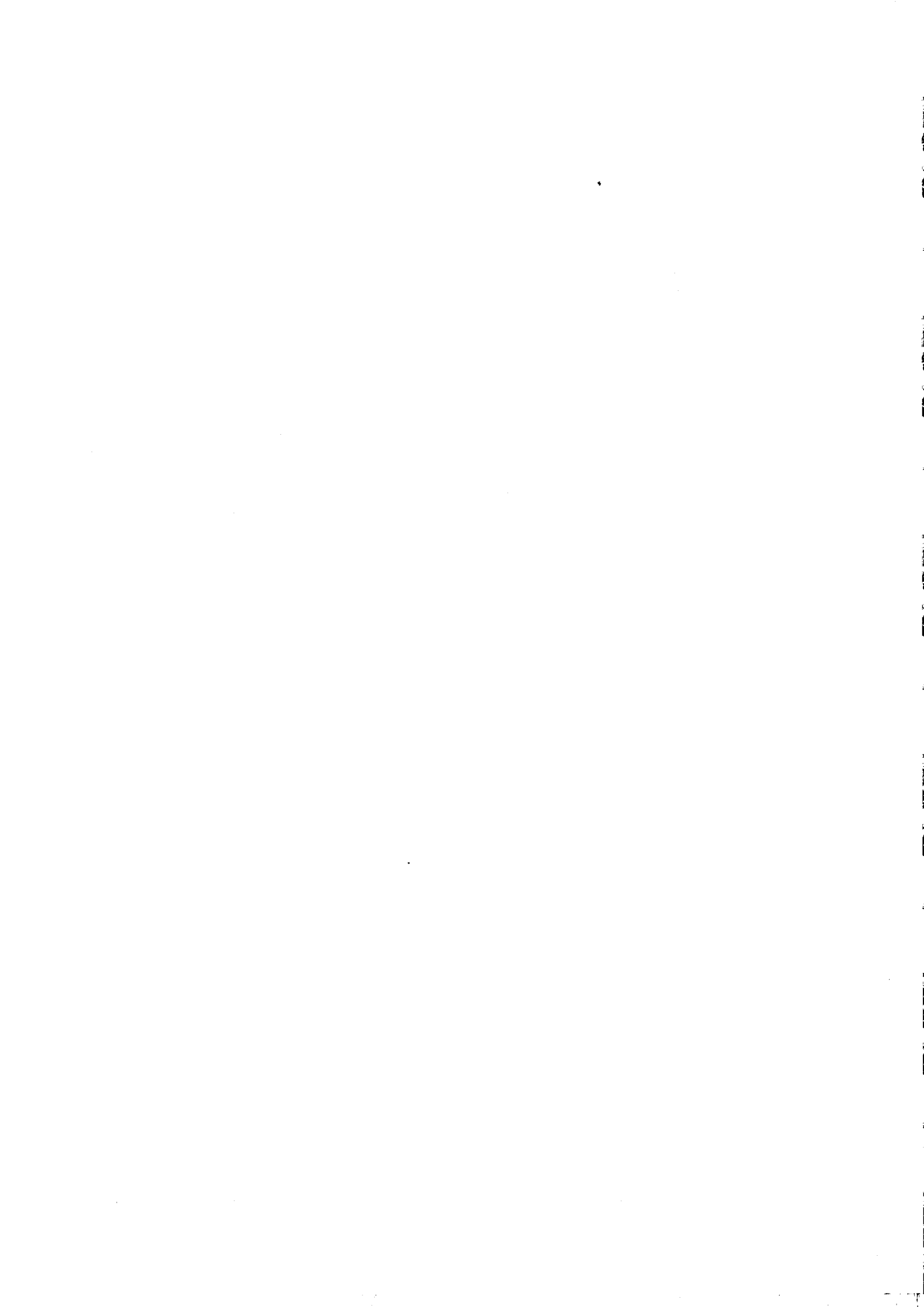


## 第Ⅱ章 調査1 「社会的養護施設に関する実態調査」調査結果

---



## 1. 回収状況

本調査の施設調査票に基づく有効回収施設数は、下記のとおりである。この有効回収施設数を本報告書の集計対象施設としている。さらに、調査票及び設問ごとに、有効回答に限定して集計を行っている。

都道府県別の回収状況は次頁以降に示すとおりである。

図表 1 調査対象施設数と施設調査票の有効回収数

	総件数	有効回収数	有効回収率
乳児院	121	112	92.6%
児童養護施設	559	489	87.5%
情緒障害児短期治療施設	31	26	83.9%
児童自立支援施設	58	40	69.0%
母子生活支援施設	271	240	88.6%

図表 2 都道府県別調査対象施設と回収<sup>3</sup>

都道府県	乳児院			児童養護施設			情緒障害児短期治療施設		
	総件数	回収数	回収率	総件数	回収数	回収率	総件数	回収数	回収率
北海道	2	0	0.0%	23	22	95.7%	1	1	100.0%
青森県	3	3	100.0%	6	6	100.0%	—		
岩手県	2	2	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%
宮城県	2	2	100.0%	5	5	100.0%	1	0	0.0%
秋田県	1	1	100.0%	4	4	100.0%			
山形県	1	1	100.0%	5	5	100.0%	—		
福島県	1	0	0.0%	8	7	87.5%			
茨城県	2	2	100.0%	15	11	73.3%	1	1	100.0%
栃木県	2	2	100.0%	10	10	100.0%	—		
群馬県	3	3	100.0%	6	5	83.3%	1	1	100.0%
埼玉県	5	4	80.0%	21	14	66.7%			
千葉県	3	2	66.7%	19	14	73.7%	—		
東京都	10	8	80.0%	47	45	95.7%			
神奈川県	7	7	100.0%	26	22	84.6%	1	1	100.0%
新潟県	1	1	100.0%	5	5	100.0%			
富山県	1	0	0.0%	3	3	100.0%			
石川県	2	2	100.0%	8	7	87.5%	—		
福井県	2	2	100.0%	5	4	80.0%			
山梨県	1	1	100.0%	4	3	75.0%			
長野県	4	4	100.0%	16	11	68.8%	1	1	100.0%
岐阜県	2	2	100.0%	10	8	80.0%	1	1	100.0%
静岡県	4	4	100.0%	14	12	85.7%	1	1	100.0%
愛知県	7	7	100.0%	31	30	96.8%	3	2	66.7%
三重県	2	2	100.0%	10	10	100.0%	—		
滋賀県	1	1	100.0%	4	3	75.0%	1	1	100.0%
京都府	4	4	100.0%	13	9	69.2%	2	2	100.0%
大阪府	7	7	100.0%	36	35	97.2%	5	5	100.0%
兵庫県	7	7	100.0%	28	24	85.7%	1	1	100.0%
奈良県	2	2	100.0%	6	4	66.7%	—		
和歌山県	1	1	100.0%	7	7	100.0%			
鳥取県	2	2	100.0%	5	5	100.0%	1	1	100.0%
島根県	1	1	100.0%	3	3	100.0%	—		
岡山県	1	1	100.0%	12	12	100.0%	1	0	0.0%
広島県	2	2	100.0%	11	11	100.0%	1	0	0.0%
山口県	1	1	100.0%	10	10	100.0%	1	1	100.0%
徳島県	1	1	100.0%	7	7	100.0%	—		
香川県	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
愛媛県	2	2	100.0%	10	10	100.0%	—		
高知県	1	1	100.0%	8	7	87.5%	1	0	0.0%
福岡県	6	5	83.3%	20	16	80.0%	1	1	100.0%
佐賀県	1	1	100.0%	6	6	100.0%	—		
長崎県	1	1	100.0%	11	10	90.9%	1	1	100.0%
熊本県	3	3	100.0%	12	10	83.3%	1	1	100.0%
大分県	1	1	100.0%	9	8	88.9%	—		
宮崎県	1	1	100.0%	9	5	55.6%			
鹿児島県	3	3	100.0%	14	12	85.7%	1	1	100.0%
沖縄県	1	1	100.0%	8	4	50.0%	—		
合計	121	112	92.6%	559	490	87.7%	31	26	83.9%

<sup>3</sup> 各施設における該当職種については p67 の施設種類別集計対象職種一覧を参照のこと

都道府県	児童自立支援施設			母子生活支援施設		
	総件数	回収数	回収率	総件数	回収数	回収率
北海道	3	2	66.7%	11	10	90.9%
青森県	1	0	0.0%	3	3	100.0%
岩手県	1	0	0.0%	3	2	66.7%
宮城県	1	0	0.0%	6	6	100.0%
秋田県	1	1	100.0%	9	9	100.0%
山形県	1	1	100.0%	1	1	100.0%
福島県	1	0	0.0%	4	3	75.0%
茨城県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
栃木県	2	1	50.0%	3	2	66.7%
群馬県	1	1	100.0%	6	4	66.7%
埼玉県	2	2	100.0%	6	6	100.0%
千葉県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
東京都	2	2	100.0%	36	35	97.2%
神奈川県	3	2	66.7%	12	8	66.7%
新潟県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
富山県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
石川県	1	1	100.0%	2	2	100.0%
福井県	1	0	0.0%	1	1	100.0%
山梨県	1	1	100.0%	1	1	100.0%
長野県	1	1	100.0%	5	3	60.0%
岐阜県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
静岡県	1	1	100.0%	3	2	66.7%
愛知県	2	2	100.0%	14	14	100.0%
三重県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
滋賀県	1	1	100.0%	2	1	50.0%
京都府	1	1	100.0%	5	4	80.0%
大阪府	3	2	66.7%	10	10	100.0%
兵庫県	2	2	100.0%	13	8	61.5%
奈良県	1	1	100.0%	4	1	25.0%
和歌山県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
鳥取県	1	1	100.0%	5	5	100.0%
島根県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
岡山県	1	1	100.0%	2	2	100.0%
広島県	1	0	0.0%	11	10	90.9%
山口県	1	1	100.0%	3	2	66.7%
徳島県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
香川県	1	1	100.0%	2	1	50.0%
愛媛県	1	0	0.0%	6	5	83.3%
高知県	1	0	0.0%	2	2	100.0%
福岡県	1	1	100.0%	15	14	93.3%
佐賀県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
長崎県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
熊本県	1	1	100.0%	2	2	100.0%
大分県	1	0	0.0%	3	3	100.0%
宮崎県	1	1	100.0%	4	3	75.0%
鹿児島県	1	1	100.0%	8	8	100.0%
沖縄県	1	1	100.0%	3	3	100.0%
合計	58	45	77.6%	271	241	88.9%

## 2. 施設調査

### (1) 各施設における入所の状況

#### ❖ 入所定員数及び在籍児童数

本調査の有効回収数でみる平成20年3月1日時点の定員数及び在籍児童数は下記のとおりである。定員数に対する入所児童（世帯）比率については、最も入所児童比率（入所定員に占める在籍児童数の割合）が高いのは児童養護施設、最も低いのは児童自立支援施設である。

図表 3 入所定員数

	入所定員数(人)			
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n= 112	29.92	15.88	3,351
児童養護施設	n= 489	61.26	25.58	29,956
情緒障害児短期治療施設	n= 26	42.73	8.49	1,111
児童自立支援施設	n= 40	71.35	42.25	2,854
母子生活支援施設	n= 240	19.83	7.74	4,759

注) 児童養護施設は地域小規模児童養護施設を含む定員数

※母子生活支援施設は入所定員世帯数(世帯)

図表 4 在籍児童数

	在籍児童数(人)			
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n= 112	26.99	14.68	3,023
児童養護施設	n= 489	56.94	23.26	27,842
情緒障害児短期治療施設	n= 26	36.50	11.33	949
児童自立支援施設	n= 40	37.23	30.12	1,489
母子生活支援施設(在籍世帯数)	n= 240	15.32	8.69	3,677
母子生活支援施設(在籍人数)		42.17	41.78	10,120

※有効回答施設分のみ

図表 5 入所児童比率

	定員数に対する入所児童比率(%) (在籍児童数 / 入所定員数)		
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	90.0%	12.0
児童養護施設	n= 489	94.0%	9.0
情緒障害児短期治療施設	n= 26	86.0%	21.0
児童自立支援施設	n= 40	52.0%	24.0
母子生活支援施設	n= 240	75.0%	25.0

※母子生活支援施設は在籍世帯数 / 入所定員世帯数(世帯)

❖ 平成 18 年度の入退所児童数

平成 18 年度の入退所児童数は下記のとおりである。

図表 6 平成 18 年度の入所児童数

	入所児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計 n= 11,410	構成比
乳児院	n= 112	22.47	19.07	2,517	22.1%
児童養護施設	n= 489	11.69	8.26	5,717	50.1%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	18.81	12.39	489	4.3%
児童自立支援施設	n= 40	23.90	20.49	956	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	7.21	5.80	1,731	15.2%

※母子生活支援施設は入所世帯数

図表 7 平成 18 年度の退所児童数

	退所児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計 n= 10,710	構成比
乳児院	n= 112	21.35	16.66	2,405	22.5%
児童養護施設	n= 489	11.05	7.19	5,404	50.5%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	12.38	7.37	322	3.0%
児童自立支援施設	n= 40	22.48	15.67	899	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	6.96	5.15	1,680	15.7%

※母子生活支援施設は退所世帯数

#### ❖ 平成 18 年度の退所児童における年齢層別退所理由

平成 18 年度の退所児童の年齢階層別退所理由の内訳（母子生活支援施設については入所期間別）は次のとおりである。いずれの施設においても「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」が最も多くなっている（母子生活支援施設は除く）。

「家庭復帰又は親戚引き取り」以外については、乳児院では、「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」に次いで、「3. 児童養護施設へ措置変更」が多く、里親委託が実現するケースが限られていることがうかがえる。

児童養護施設では、「1. 就職（自活）に伴う独立」が多く、「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の 8 割以上を占めている。

情緒障害児短期治療施設では、「4. 児童養護施設へ措置変更」が多く、家庭復帰以外では児童養護施設へ措置変更されるケースが多くみられる。

児童自立支援施設では、「1. 就職（自活）に伴う独立」が多く、「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の約 8 割を占めている。

一方、母子生活支援施設の退所理由をみると、最も多いのは「3. 住宅事情が改善したため」であり、次いで「1. 経済的自立度が高まった」、「6. 希望退所（勝手に退所した場合を含む）」の順となっている。



図表 8 平成 18 年度の退所児童における退所理由【乳児院】

(上段: 人、下段: 年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

	乳児院 (施設数: n= 112)					合計 n= 2,405
	0歳 n= 441	1歳 n= 641	2歳 n= 919	3歳 n= 345	4歳以上 n= 59	
1. 家庭復帰又は親戚引き取り	375	471	334	115	19	1,314
	85.0%	73.5%	36.3%	33.3%	32.2%	54.6%
2. 養子縁組又は里親委託	24	82	74	18	3	201
	5.4%	12.8%	8.1%	5.2%	5.1%	8.4%
3. 児童養護施設へ措置変更		53	480	176	28	737
		8.3%	52.2%	51.0%	47.5%	30.6%
4. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更		0	1	4	0	5
		0.0%	0.1%	1.2%	0.0%	0.2%
5. 他の乳児院へ措置変更	11	8	1	0	0	20
	2.5%	1.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.8%
6. 重症心身障害児施設へ措置変更	0	2	5	3	1	11
	0.0%	0.3%	0.5%	0.9%	1.7%	0.5%
7. 肢体不自由児施設へ措置変更	1	2	5	13	1	22
	0.2%	0.3%	0.5%	3.8%	1.7%	0.9%
8. 医療機関への入院	0	1	1	1	0	3
	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%
9. その他	30	22	18	15	7	92
	6.8%	3.4%	2.0%	4.3%	11.9%	3.8%

図表 9 平成 18 年度の退所児童における退所理由【児童養護施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

児童養護施設 (施設数:n= 489)						
	1~6歳 n= 1,192	7~12歳 n= 1,433	13~15歳 n= 969	16~18歳 n= 1,702	19歳以上 n= 108	合計 n= 5,404
1. 就職(自活)に伴う独立			80	1,009	58	1,147
			8.3%	59.3%	53.7%	21.2%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	1,012	1,238	663	483	22	3,418
	84.9%	86.4%	68.4%	28.4%	20.4%	63.2%
3. 養子縁組又は里親委託	77	36	10	12	0	135
	6.5%	2.5%	1.0%	0.7%	0.0%	2.5%
4. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更	7	16	12	0	0	35
	0.6%	1.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.6%
5. 児童自立支援施設へ措置変更	0	30	85	13	0	128
	0.0%	2.1%	8.8%	0.8%	0.0%	2.4%
6. 他の児童養護施設へ措置変更	63	55	49	11	0	178
	5.3%	3.8%	5.1%	0.6%	0.0%	3.3%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0	0	12	30	5	47
	0.0%	0.0%	1.2%	1.8%	4.6%	0.9%
8. 知的障害児施設へ措置変更	16	30	36	28	6	116
	1.3%	2.1%	3.7%	1.6%	5.6%	2.1%
9. 医療機関への入院	1	3	4	3	2	13
	0.1%	0.2%	0.4%	0.2%	1.9%	0.2%
10. その他	16	25	18	113	15	187
	1.3%	1.7%	1.9%	6.6%	13.9%	3.5%

図表 10 平成 18 年度の退所児童における退所理由【情緒障害児短期治療施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

情緒障害児短期治療施設 (施設数:n= 26)						
	1～6歳 n= 1	7～12歳 n= 117	13～15歳 n= 150	16～18歳 n= 48	19歳以上 n= 6	合計 n= 322
1. 就職(自活)に伴う独立			0	10	2	12
			0.0%	20.8%	33.3%	3.7%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	1	77	104	32	1	215
	100.0%	65.8%	69.3%	66.7%	16.7%	66.8%
3. 養子縁組又は里親委託	0	2	3	2	0	7
	0.0%	1.7%	2.0%	4.2%	0.0%	2.2%
4. 児童養護施設へ措置変更	0	29	30	0	0	59
	0.0%	24.8%	20.0%	0.0%	0.0%	18.3%
5. 児童自立支援施設へ措置変更	0	1	6	0	0	7
	0.0%	0.9%	4.0%	0.0%	0.0%	2.2%
6. 他の情緒障害児短期治療へ措置変更	0	6	0	0	0	6
	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 知的障害児施設へ措置変更	0	2	5	1	1	9
	0.0%	1.7%	3.3%	2.1%	16.7%	2.8%
9. 医療機関への入院	0	0	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.3%
10. その他	0	0	2	3	1	6
	0.0%	0.0%	1.3%	6.3%	16.7%	1.9%

図表 11 平成 18 年度の退所児童における退所理由【児童自立支援施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

児童自立支援施設 (施設数:n=40)					
	7~12歳 n= 52	13~15歳 n= 635	16~18歳 n= 205	19歳以上 n= 7	合計 n= 899
1. 就職(自活)に伴う独立		28	53	5	86
		4.4%	25.9%	71.4%	9.6%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	37	476	117	1	631
	71.2%	75.0%	57.1%	14.3%	70.2%
3. 養子縁組又は里親委託	0	5	3	0	8
	0.0%	0.8%	1.5%	0.0%	0.9%
4. 児童養護施設へ措置変更	10	28	6	0	44
	19.2%	4.4%	2.9%	0.0%	4.9%
5. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更	2	0	0	0	2
	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
6. 他の児童自立支援施設へ措置変更	1	23	2	0	26
	1.9%	3.6%	1.0%	0.0%	2.9%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0	3	4	0	7
	0.0%	0.5%	2.0%	0.0%	0.8%
8. 知的障害児施設へ措置変更	2	7	1	0	10
	3.8%	1.1%	0.5%	0.0%	1.1%
9. (初等・中等・特別)少年院へ措置変更	0	21	5	0	26
	0.0%	3.3%	2.4%	0.0%	2.9%
10. 医療少年院へ措置変更	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%
11. 医療機関への入院	0	4	0	0	4
	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.4%
12. その他	0	40	13	1	54
	0.0%	6.3%	6.3%	14.3%	6.0%

図表 12 平成 18 年度の退所世帯における退所理由【母子生活支援施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

母子生活支援施設 (施設数:n= 240)						
	6か月未満 n= 391	6か月以上 1年未満 n= 269	1年以上 2年未満 n= 386	2年以上 5年未満 n= 403	5年以上 n= 231	合計 n= 1,680
1. 経済的自立度が高まったので	37 9.5%	29 10.8%	85 22.0%	99 24.6%	63 27.3%	313 18.6%
2. 日常生活・身辺、精神的自立が高まったので	38 9.7%	36 13.4%	64 16.6%	68 16.9%	45 19.5%	251 14.9%
3. 住宅事情が改善したため	76 19.4%	60 22.3%	96 24.9%	104 25.8%	64 27.7%	400 23.8%
4. 子どもの年齢が20歳を超えたので	0 0.0%	1 0.4%	1 0.3%	5 1.2%	9 3.9%	16 1.0%
5. 再婚又は復縁するので	75 19.2%	28 10.4%	32 8.3%	29 7.2%	11 4.8%	175 10.4%
6. 希望退所 (勝手に退所した場合を含む)	104 26.6%	60 22.3%	51 13.2%	40 9.9%	15 6.5%	270 16.1%
7. 子どもの措置変更のため (母親は別居所へ)	5 1.3%	6 2.2%	12 3.1%	10 2.5%	0 0.0%	33 2.0%
8. 母親の措置変更のため (子どもは施設等へ)	8 2.0%	10 3.7%	8 2.1%	9 2.2%	3 1.3%	38 2.3%
9. その他	48 12.3%	39 14.5%	37 9.6%	39 9.7%	21 9.1%	184 11.0%

※母子生活支援施設は入所期間別退所理由(世帯)

❖ 加算該当児童数

平成20年3月1日時点で国が定める被虐待児受入加算等に該当する児童の合計数及び1施設当たり平均該当児童数は下記のとおりである。

図表 13 加算該当児童数

被虐待児受入加算施設児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n= 112	4.42	4.37	495
児童養護施設	n= 489	4.62	4.23	2,261
情緒障害児短期治療施設	n= 26	6.85	4.11	178
児童自立支援施設	n= 40	6.10	9.42	244
母子生活支援施設	n= 240	3.50	5.08	816
乳児院 (病虚弱児等児童加算)	n= 112	4.05	6.35	449
母子生活支援施設 (特別生活指導費加算 の対象世帯)	n= 240	3.99	6.59	926

各施設の「在籍児童に対する加算該当児童の割合」の平均（加算該当児童の無い施設も含む）は、下記のとおりである。被虐待児受入加算の加算該当児童の割合の平均は、児童養護施設では約1割であり、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では2割前後である。

図表 14 在籍児童に対する加算該当児童数の割合

在籍児童に対する加算該当児童の割合(%)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	17.0	10.0
児童養護施設	n= 489	9.0	6.0
情緒障害児短期治療施設	n= 26	20.0	12.0
児童自立支援施設	n= 40	20.0	15.0
母子生活支援施設	n= 240	22.0	14.0
乳児院 (病虚弱児等児童加算)	n= 112	22.0	18.0
母子生活支援施設 (特別生活指導費加算 の対象世帯)	n= 240	46.0	27.0

❖ 入所期間

平成20年3月1日時点の在籍児童の入所期間は下記のとおりである。平均入所期間が最も長いのは児童養護施設で約57か月（約5年）、次に母子生活支援施設約32か月（約3年）、情緒障害児短期治療施設約23か月（約2年）の順となっている。乳児院及び児童自立支援施設の在籍児童の平均入所期間は共に約1年となっている。

図表 15 入所期間(月単位)

平均児童入所期間(単位:か月)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	14.22	3.9
児童養護施設	n= 489	57.19	20.1
情緒障害児短期治療施設	n= 26	23.46	7.0
児童自立支援施設	n= 40	13.45	5.0
母子生活支援施設	n= 240	32.16	18.0

※母子生活支援施設は平均世帯入所期間

## (2) 各施設における運営の状況

### ❖ 職員数

平成20年3月1日時点の職員数は、常勤職員・非常勤職員別に下記のとおりとなっている。

図表 16 常勤職員数(全職種)

	施設数	常勤職員数(人)	
		平均	標準偏差
乳児院	n= 112	26.02	12.36
児童養護施設	n= 489	22.38	7.45
情緒障害児短期治療施設	n= 26	22.81	3.94
児童自立支援施設	n= 40	28.10	15.42
母子生活支援施設	n= 240	5.50	3.28

図表 17 非常勤職員数(全職種)

	施設数	非常勤職員数(人)	
		平均	標準偏差
乳児院	n= 112	8.20	5.75
児童養護施設	n= 489	6.43	5.44
情緒障害児短期治療施設	n= 26	8.50	5.94
児童自立支援施設	n= 40	11.18	6.57
母子生活支援施設	n= 240	3.56	2.57



❖ 職員一人当たり児童数<sup>1</sup>

施設種別ごとの直接ケアに携わる職員の配置状況は下記のとおりである。

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づく児童の年齢に応じた職員の配置を考慮せず、単純に比較すると、職員一人当たり児童数は、乳児院で最も少なく、次いで情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の順になっており、児童養護施設が最も多い。また、母子生活支援施設においては、非常勤職員割合が他の施設と比べて高い傾向にある。

図表 18 直接ケア職種の(常勤換算)職員一人当たり児童数

直接ケア職種の職員一人当たり児童数(児童数/配置人数※常勤換算)				
	施設数	平均	標準偏差	非常勤職員割合
乳児院	n= 111	1.82	0.94	10.0%
児童養護施設	n= 489	3.68	1.52	6.0%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	2.32	0.76	10.0%
児童自立支援施設	n= 40	2.69	1.97	6.0%
母子生活支援施設	n= 240	2.45	1.02	17.0%

※直接ケア職種の非常勤割合は勤務時間調査データから算出したもの

施設種別に心理療法担当職員を配置している施設の心理療法担当職員の職員一人当たり児童数をみると、情緒障害児短期治療施設で最も少なく、次いで母子生活支援施設である。また、同様に家庭支援専門相談員の職員一人当たり児童数については、乳児院が最も少なく、次いで児童自立支援施設となっている。

図表 19 専門ケア職種等の職員一人当たり児童数<sup>5</sup>

専門ケア職種の職員一人当たり児童数(児童数/配置人数(常勤+非常勤))※				
	心理療法担当職員		家庭支援専門相談員	
	施設数	平均	施設数	平均
乳児院	n= 37	28.26	n= 87	24.11
児童養護施設	n= 312	45.05	n= 324	57.18
情緒障害児短期治療施設	n= 23	7.47	n= 16	38.63
児童自立支援施設	n= 20	29.71	n= 12	31.50
母子生活支援施設	n= 72	13.44		

※母子生活支援施設は、世帯数/配置人数

※専門ケア職種等の職員一人当たり児童数は勤務時間調査データから算出したもの

<sup>1</sup> 各施設における該当職種についてはp67の施設種類別集計対象職種一覧を参照のこと

<sup>5</sup> 専門ケア職種については常勤換算による算定が適さないため(常勤+非常勤)の人数に基づいて算出したもの

❖ ボランティア・実習生の受入れ状況

ボランティア・実習生の受入れ状況についてみると、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設の順に多くなっている。具体的な活動内容は、学習指導、余暇活動、生活支援、音楽指導、理容等が挙げられている。

図表 20 ボランティア受入れ状況

ボランティア受入れ数(平成 18 年度延べ人数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	176	236
児童養護施設	n= 489	258	462
情緒障害児短期治療施設	n= 26	122	191
児童自立支援施設	n= 40	97	157
母子生活支援施設	n= 240	38	102

図表 21 実習生の受入れ状況

実習生受入れ数(平成 18 年度延べ人数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	218	251
児童養護施設	n= 489	317	1,749
情緒障害児短期治療施設	n= 26	249	478
児童自立支援施設	n= 40	108	105
母子生活支援施設	n= 240	66	184

## ❖ ケアの形態<sup>6</sup>

施設種別のケア形態、その運営施設数、一舎当たりの定員数、一舎当たりの在籍児童数、直接ケア職種の職員一人当たり児童数及び直接ケア職種の夜間配置職員数については、下記のとおりである。

乳児院は、小規模グループケアを導入している施設は全体の約25%である。

児童養護施設においては、大舎（大舎単独）が約6割である。小舎を主とする施設（小舎単独又は中舎・小舎）の割合は、全体の2割弱である。大舎単独の施設において小規模グループケアを導入している施設は約3割と他のケアの形態に比して少ない。また、小舎単独の施設は、大舎を含むケアの形態を運営している施設に比べて地域小規模児童養護施設及びその他グループホームを導入している割合が高くなっている。

情緒障害児短期治療施設では、小舎を一部でも運営している施設は、全体の約2割、小規模グループケアを導入している施設は全体の約1割である。小規模グループケアでは直接ケア職種の職員一人当たり児童数が大舎に比べて1名程度少なく、児童数でみた職員の配置は他のケアの形態より多い。

児童自立支援施設は、夫婦制は全体の約3割であり、大多数は交替制で運営されている。一部には交替制と夫婦制を組み合わせて運営している施設もみられたが、交替制を運営する施設の約9割が交替制単独である。直接ケア職種の職員一人当たり児童数は交替制が最も少なく、ケアをする職員が入れ替わる一方で、対児童数でみた職員の配置は多いという特徴がみられた。

母子生活支援施設の生活形態とケアの形態の組合せ状況を見ると、本園では浴室・台所・トイレの全てが各世帯独立している施設が約5割、浴室・台所・トイレのいずれかが共同利用となっている施設が約4割である。小規模分園型では、浴室・台所・トイレの全てが各世帯独立している施設が約5割、浴室・台所・トイレの全てが各世帯独立している部分といずれかが共同利用となっている部分が併存している施設が約5割である。小規模分園型を運営する施設は全体の1割に満たない。小規模分園型ではより自立した世帯が入所対象となるため、直接ケア職種の職員一人当たり世帯数は、本園に比べて小規模分園型の方が多くなっている。

<sup>6</sup> 施設種別にケアの形態ごとの特徴を捉えるため、児童養護施設については1舎当たり定員数が20人以上を「大舎」、13～19人を「中舎」、12人以下を「小舎」として集計を行っている。また、乳児院については「小規模グループケア」・「小規模グループケア以外のケアの形態」別、情緒障害児短期治療施設については「中舎」を保有する施設数がないため、「大舎」・「小舎」・「小規模グループケア」別（いずれも人数による区切りではなく施設の判断に基づくもの）、児童自立支援施設については「夫婦制」・「交替制」・「並立制」別、母子生活支援施設については「本園」・「小規模分園型」別で各ケアの形態についての集計を行っている。なお、表中の各施設のn数は、「ケアの形態」の設問に対して無回答の施設を除く数である。

図表 22 ケアの形態【乳児院】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

※ 職員一人当たり児童数は、すべて常勤換算した直接ケア職種の配置職員数を基に算出

※ 各ケアの形態で施設の重複あり

乳児院 (施設数:n= 111)			
		小規模 グループ ケア以外の ケアの形態	小規模 グループ ケア
保有施設数	施設数	111	28
	%	100.0%	25.2%
舎数		251	28
一舎当たり定員数	平均	16.10	4.32
一舎当たり在籍児童数	平均	14.70	4.14
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	1.86	1.61
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	1.51	0.58

※「ケアの形態」無回答施設 n=1

図表 23 ケアの形態【児童養護施設】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

児童養護施設 (施設数:n= 489)							
		大舎	中舎	小舎	小規模 グループ ケア	地域小規模 児童養護 施設	その他 グループ ホーム
保有施設数	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8%	19.5%	23.4%	43.4%	22.7%	11.3%
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎当たり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎当たり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

図表 24 児童養護施設において組合せで保有するケアの形態(平成 20 年 3 月 1 日時点)

		組合せで保有するケアの形態(施設の重複あり)			
		ケアの形態 内訳	小規模グ ループケ ア有り	地域小規模 児童養護施 設有り	その他グル ープホーム 有り
大舎単独	施設数	312	104	59	18
	%	63.8%	33.3%	18.9%	5.8%
大舎・中舎	施設数	36	21	6	2
	%	7.4%	58.3%	16.7%	5.6%
大舎・小舎	施設数	16	9	3	1
	%	3.3%	56.3%	18.8%	6.3%
中舎単独	施設数	27	13	5	4
	%	5.5%	48.1%	18.5%	14.8%
中舎・小舎	施設数	26	13	7	4
	%	5.3%	50.0%	26.9%	15.4%
小舎単独	施設数	66	48	30	26
	%	13.5%	72.7%	45.5%	39.4%
大舎・中舎・小舎	施設数	6	4	1	0
	%	1.2%	66.7%	16.7%	0.0%

※ 各%は、横の合計に占める割合。

ただし、「ケアの形態内訳」の%は、児童養護施設全体の有効回答施設数に占める割合。

図表 25 ケアの形態【情緒障害児短期治療施設】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

		情緒障害児短期治療施設 (施設数:n= 26)		
		大舎	小舎	小規模 グループ ケア
保有施設数	施設数	23	5	3
	%	88.5%	19.2%	11.5%
舎数		28	15	3
一舎当たり定員数	平均	37.13	8.10	5.67
一舎当たり在籍児童数	平均	31.39	7.35	4.67
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	2.32	2.98	1.33
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	2.00	0.90	1.33

図表 26 ケアの形態【児童自立支援施設】(平成 20 年 3 月 1 日時点)

児童自立支援施設 (施設数:n=40)		夫婦制	交替制	並立制
保有施設数	施設数	13	30	4
	%	33.3%	76.9%	10.3%
舎数		69	86	7
一舎当たり定員数	平均	11.75	17.26	9.50
一舎当たり在籍児童数	平均	8.45	9.16	7.38
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	4.15	1.87	3.69
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	1.54	1.55	1.75

※児童自立支援施設の寮舎運営は、夫婦制と交替制に大別される他に、並立制と呼ばれる一組の婚姻外の男女を基本とする形態も存在する。

図表 27 児童自立支援施設において組合せで保有するケア形態(平成 20 年 3 月 1 日時点)

ケアの形態の組合せ別施設数		夫婦制	交替制	並立制
単独	施設数	7	26	1
	%	53.8%	86.7%	25.0%
夫婦制と組合せ	施設数	0	3	2
	%	0.0%	10.0%	50.0%
交替制と組合せ	施設数	3	0	0
	%	23.1%	0.0%	0.0%
並立制と組合せ	施設数	2	0	0
	%	15.4%	0.0%	0.0%
夫婦制・交替制・並立制と組合せ	施設数	1	1	1
	%	7.7%	3.3%	0.0%

※ %は、各ケアの形態に占める割合。

図表 28 ケアの形態【母子生活支援施設】（平成 20 年 3 月 1 日時点）

母子生活支援施設（施設数:n= 239）			
		本園	小規模分園型
保有施設数	施設数	239	9
	%	100.0%	3.8%
舎数		240	10
一施設当たり定員世帯数	平均	19.58	5.44
一施設当たり在籍世帯数	平均	15.13	5.11
当該ケア形態における職員一人当たり世帯数	平均	2.44	4.32
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	1.00	0.33

※「ケアの形態」無回答施設 n=1

図表 29 母子生活支援施設における生活形態とケアの形態の組合せ  
（平成 20 年 3 月 1 日時点）

生活形態の組合せ別施設数			
		本園	小規模分園型
1のみ	施設数	116	4
	%	48.5%	44.4%
2のみ	施設数	106	0
	%	44.4%	0.0%
3のみ	施設数	12	0
	%	5.0%	0.0%
1と2併存	施設数	5	5
	%	2.1%	55.6%

※ %は、各ケアの形態に占める割合。

※ 生活形態の種別は下記のとおり

1. 各世帯に独立した浴室、台所、トイレ有り
2. 各世帯の浴室、台所、トイレいずれかが共同
3. 各世帯は居室のみ